



御船町 ふねまる

令和4年
4月から

御船町子ども医療費助成制度が 大きく変わります!

変わるポイントは2つ!!

Point 1

高校卒業まで医療費を助成します!

3月までの対象年齢は

0歳から
中学校卒業まで

4月からは対象年齢を拡大!

通院・入院とも 0歳から
高校卒業まで

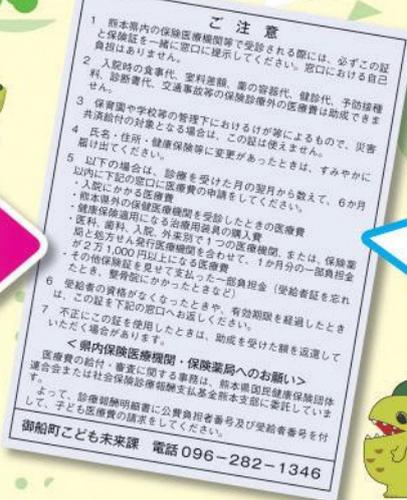
Point 2

助成方法が現物給付(窓口無料)になります!



受給資格者証の色が
紫色に変わるよ♪

(すでに資格のある方は、
手続き不要です。3月下旬頃
に発送を予定しています)



令和4年4月からは、健康保険証とあわせて**紫色の受給資格者証**を、医療機関窓口で提示することで、原則として医療費を支払うことなく医療サービスを受けることができます(※県内の医療機関での保険診療分に限り)。

注意 事項

- 学校でのケガ、就学援助の対象となる治療は助成対象外です。
 - 入院等の高額な医療費がかかる場合は、事前に「限度額適用認定証」の作成が必要となります。(限度額適用認定証については、健康保険証の発行機関にご相談ください)
- ※加入の保険・保護者が変わったときは、変更手続き(役場)が必要です。

子ども医療費助成制度が現物給付(窓口無料)に変わります!



御船町では令和4年4月から、0歳から高校卒業までの児童にかかる医療費(県内医療機関での保険診療分に限る)の窓口無料化を実施します。

医療機関窓口で健康保険証とあわせて受給資格者証を提示することにより、原則として医療費を支払うことなく医療サービスを受けることができるようになります。

※現物給付に対応していない医療機関がある場合は、領収書申請にて助成を受けることになります。

令和4年3月まで

対象児童	給付方法(証書の色)	一部自己負担金
0歳から小学校入学前まで	現物給付(ピンク)	なし
小学校から中学卒業まで	現物給付(緑色)	通院 1,000円 入院 2,000円 調剤なし

令和4年4月から

対象児童	給付方法(証書の色)	一部自己負担金
高校卒業まで	現物給付(紫色)	なし

ご注意!

以下の内容は助成の対象外となります!

健康診断や 予防接種など

保険適用外の費用(健診、予防接種、診断書料、薬の容器代、おむつ代など)は対象外です。



高額療養費・附加給付金は 子ども医療費助成対象外

子ども医療費助成を行った後に、高額療養費等の該当が判明した場合は、返還いただく場合があります。



学校・保育園等でケガをした場合

学校・保育園等でケガをした場合は、原則として学校保険の適用が優先となり、保護者に対して給付金(災害共済給付)が支払われます。手続きについては学校・保育園等にお問い合わせください。

※子ども医療費助成対象外となるため、判明した場合は返還金の対象となります。



その他

転出後は 受給者資格者証を返納

御船町から転出後は、お持ちの受給者資格者証は利用できません。

※利用した場合は、返還の対象となります。



入院には 限度額適用認定証が必要

高額な医療費が見込まれる入院時には、事前に限度額適用認定証の手続きが必要です。

※限度額適用認定証の発行は健康保険証の発行機関にご相談ください。



領収書申請について

以下の場合でも、領収書申請をした場合は助成を受けることができます。※診療月の翌月から6か月以内に申請が必要です。

- 入院をしたとき。
- 受給者資格者証を提示し忘れたとき。
- 県外の医療機関を受診したとき。
- 1医療機関の1か月分の一部負担金の額が21,000円を超えたとき。

